

# 播磨フィッシャリーナ

プレジャーボート係留施設 利用者募集のご案内

利用料値下げ  
 6ヶ月額 9,000円から  
 2007/04/01実施



## 播磨フィッシャリーナ設備内容

- \* 無料駐車場
- \* 水道設備
- \* 暗証式開閉扉
- \* 漁港湾内専用係留設備



指定管理運営会社

**marines**  
 マリンズ有限公司

フィッシャリーナ管理事務所

〒655-0036 神戸市垂水区海岸通12-5  
 電話(078)707-1530/FAX(078)707-1570



# 播磨町(公営) ボート係留施設利用者募集 2007/04/01実施

## フレッシュウォーター係留施設の概要

名称	播磨フィッシャリーナ	係留用桟橋	約300m
住所	兵庫県加古郡播磨町本荘2丁目地先阿間漁港	係留 隻数	最大96隻
指定管理者	マリNZ 有限会社	管理拠点	神戸市垂水区海岸通12-5

## 申請先と申請書類

- 申請先  
問い合わせ  
〒655-0036 神戸市垂水区海岸通12-5  
フィッシャリーナ管理事務所  
電話 (078) 707-1530
- 申請資格  
\* 本人名義の艇を所有している方又は購入予定者の個人及び法人。  
\* 使用許可日から1ヶ月以内に係留可能なJCI検査合格艇であること。  
\* 申請できる係留設備は艇の実測値が係留設備能力の最大全長及び最大幅以下であること。  
\* 営業行為又は公の秩序風俗を乱す恐れがあると認められた場合は、申請の受付を取り消します。  
\* 必要により面談します。
- 申請書類の提出  
1、使用許可申請書に写真を添付し必要事項記入。(管理事務所にあります)  
2、小型船舶免許・自動車免許のコピーを各1枚  
3、船舶検査手帳の(件名)と検査証書のコピー各1枚  
\* 指定ボート責任保険に加入(後日連絡します。)  

団体割引適用年間保険料(5トン未満PB責任保険)
(50馬力以下11,800円/100馬力以下16,650円/100馬力以上25,830円)

## 使用料(平成19年4月1日)

● 保証金 なし

● 使用料 (年間設備使用料) 平成19年4月1日\*消費税込み。

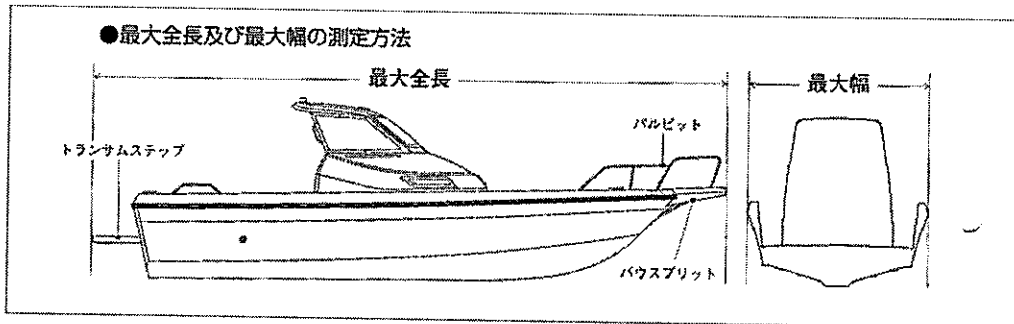
係留設備	艇体の大きさ(全長×全幅)	月額換算使用料	年間使用料
7mバース	全長6.0m未満×幅2.1m未満	9,000	108,000
	全長6.5m未満×幅2.3m未満	11,000	132,000
	全長7.0m未満×幅2.5m未満	13,000	156,000
	全長7.5m未満×幅2.5m未満	18,000	216,000
9mバース	全長8.0m未満×幅2.7m未満	20,000	240,000
	全長9.0m未満×幅3.0m未満	24,000	288,000
	全長9.5m未満×幅3.1m未満	26,000	312,000

使用期間は4月1日から翌年3月末までの年間使用です。

- \* 年度途中契約は、次年度3月末までの残月数×月額換算使用料を前納いただきます。
- \* 艇の最大全長×最大幅をどちらかでも超えて係留する事は出来ません。
- \* 所有する艇の大小に関わらず、将来の買い換えも考慮して係留設備の申請が可能です。

## 艇体の最大長と最大幅について

- 最大全長は、バルビット、パウスプリット、トランサムステップ等、装備品を含む長さとなります。実寸測定は下記の通り



\*艇体の改造又は付属品の追加により全長全幅の変更がなければ、カタログ表示長さです。